

専決処分の報告について

秦野市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

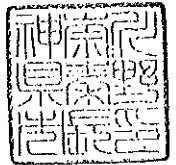


専 決 処 分 書

秦野市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

秦野市長 高 橋 昌 和



理由

地方税法の一部改正により、軽自動車税種別割の標準税率の区分に変更が生じたため、改正する。

秦野市市税条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条第 1 号ア中「又は」を「、」に改め、「除く。）」の次に「又は 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

報告第12号 秦野市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
(種別割の税率) 第31条 種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれの各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの、<u>定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。)</u> <u>又は2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの</u> 年額2,000円 イーエ (略) (2)・(3) (略) 附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。	(種別割の税率) 第31条 種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれの各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの<u>又は</u>定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額2,000円 イーエ (略) (2)・(3) (略)

地方税法の一部改正に伴う市税条例の改正について

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行される部分について、専決処分により次のとおり秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第 2 号）を改正したものです。

1 改正の概要

新たな排ガス規制が令和 7 年 1 1 月以降に適用されることにより、総排気量 0. 0 5 リットルの原動機付自転車の生産が困難となる対策として、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下のエンジンを搭載した車両の一部を原動機付自転車と同等にみなす制度改正が行われました。

上記改正に伴う軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しにより、2 輪のもので、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4. 0 キロワット以下のものに係る税率を年額 2, 0 0 0 円とするものです。

原動機付自転車	総排気量（ガソリン車）		定格出力（電動車）	税率（年額）
第一種	50cc以下	【新基準】 総排気量125cc以下かつ 最高出力4.0kw以下	0.6kw以下	2,000円
第二種（乙）	50cc超 90cc以下		0.6kw超 0.8kw以下	2,000円
第二種（甲）	90cc超 125cc以下		0.8kw超 1.0kw以下	2,400円

2 施行日

令和 7 年 4 月 1 日